



田柄だより



令和5年6月発行（第404号） 田柄特別養護老人ホーム

介護保険負担限度額認定証の更新について（該当される方）

この認定証は、低所得の方でも介護保険施設への入所が困難とならないよう、一定の条件に当てはまる方の食費・居住費を軽減するものです。申請手続きは、ご家族の皆様および代理人様に行っていただきます。申請についてのお問い合わせ先は下記のとおりです。

【問い合わせ先】

○ 練馬区介護保険課給付係 TEL: 03-5984-4591

なお、申請に際しては以下の点をご確認ください。

- ・封筒内の送付先住所の下段にある「100～」から始まる数字が「被保険者番号」となります。
- ・**個人番号(マイナンバー)は、施設ではお預かりしていません。**
- ・遅くとも**7月31日までに申請手続きを行わない場合、8月利用分(9/15頃送付)請求書の食事料金、居室料金が通常料金**になってしまいます。ご注意ください。

☆田柄特養中庭通信☆



夏に向けて、中庭の花壇を光が丘エコクラブ様にご協力いただきリニューアル準備を行いました！



朝顔の苗木をご提供いただき、プランターに植えさせていただきました！夏が楽しみです☆

感染対策の継続と面会に関するお知らせ

新型コロナウイルスの対応が、5月8日より2類から5類へ移行となり1か月が経過しました。世の中では、既にコロナ過は終わったかのような意識がまん延しているように思います。しかし、高齢者や基礎疾患がある方が新型コロナウイルスに感染した場合のリスクは何も変わっていません。私たちは可能な限り安全な環境を維持するため、施設での面会については、**面会条件を一部緩和し**引き続き以下の条件で【ビニール越し面会】とさせていただきます。

また、これまで通り**面会等でお客様と接する場面においては検温の実施とマスク着用を条件**とさせていただきます。

施設内における感染状況や地域の感染状況によっては、LINEでのウェブ面会へ変更させていただくこともありますので、あらかじめ皆様のご理解をお願いいたします。

1 受付方法

- ・お電話でのお申し込み（事前受付制） [TEL03-3825-1551](tel:03-3825-1551)

2 ビニール越し面会時間および頻度

- ・お客様1人に対し、**原則月2回**までとさせていただきます。
- ・毎日、10:30、13:30、14:30、15:30の計4枠
- ・時間は概ね**15分**とさせていただきます。

3 面会条件

- ・過去2週間に面会者を含む同居の家族全員に風邪症状がないこと
- ・面会時におけるマスク着用は必須とさせていただきます。
- ・原則 **大人2名**

※面会条件については、周辺の感染の状況等により変更されることがあります。ご要望等がある場合は個別に相談ください。

4 面会に際しての注意事項

- ・引き続き、以下の行為はできません。
 - ①マスクなしでの会話や手を握るなど直接の接触
 - ②飲食や物品の直接受渡し
 - ③その他、感染症の拡大につながる恐れのある行為
- ※LINEでのウェブ面会はこれまで通りご予約いただけます。

